

おくやみ ハンドブック

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

龍ケ崎市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立て ば幸いです。

おくやみ窓口のご案内

龍ケ崎市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ窓口」を設置しています。 ご利用には、事前に LINE、電話での予約が必要です。

※龍ケ崎市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみ窓口でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での各種手続きを、窓口を移動することなく、1ヶ所で職員が対応します。

※内容により、すべての手続きがおくやみ窓口のみで完結できない場合があります。また、状況によっては、一度の来庁で完了しないものや、市役所以外での手続きが必要なものもありますので、あらかじめご了承ください。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・ 氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に 印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます



開設時間について

- ●火曜日から金曜日(祝日、年末年始及びその翌日を除く)
- ① 9:00 ~ ② 10:30 ~ ③ 13:30 ~ ④ 15:00 ~ ※各時間 1 組(先着順)

個人情報の取り扱いについて

下記の情報について、必要な手続きを確認しご案内するため、関係課と情報を共有させていただきます。

- ・亡くなられた方の氏名、住所、生年月日及び死亡年月日
- ・死亡届に記入された届出人の氏名、住所、連絡先及び続柄
- ・手続きに来る方の氏名、住所、連絡先及び続柄(生計が同一であったかの確認/別世帯 含む)

予約方法について

以下のどちらかの方法で葬儀を終えてから予約してください。 で連絡いただいた日の翌日以降5日後の日時で火曜日から金曜日(祝日、年末年始及び その翌日を除く)に予約できます。

LINE

- ①龍ケ崎市公式 LINE を友だち追加してください。
- ②画面下部「龍ケ崎市公式 LINE メニュー」内のデジタル窓口タブ

 ⇒「申請・予約」⇒窓口予約内の「おくやみ窓口予約」から
 ご予約ください。



龍ケ崎市公式 LINE

●電話

電話番号: 0297-64-1111 内線: 207

受付時間 午前9時00分~午後5時00分まで(土日祝日・年末年始を除く)

龍ケ崎市おくやみ窓口

場 所:龍ケ崎市役所 1 階 市民窓口課内 受付時間:午前 9 時 00 分~午後 5 時 00 分まで

••••••	•••••		MEMO		 •••••
•••••					 ••••••
•••••					•••••
•••••	•••••	•••••		•••••	 •••••••
•••••	•••••			•••••	
•••••	•••••			••••	
•••••				•••••	
••••					 ••••••
•••••	•••••			•••••	
•••••	•••••	•••••	••••••	•••••	 ••••••
•••••	•••••	•••••	••••••	•••••	

来庁時にお持ちいただくもの

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)
- □ 印鑑(※相続人代表、喪主など請求者、各種手当の新しい受給者)
- □ 預貯金通帳、銀行届出印 (※相続人代表及び喪主、年金請求者)
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの (年金手帳または、基礎年金番号通知書・年金証書)
- □ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、または資格情報の お知らせ
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が支給されます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状など)
- □ 介護保険被保険者証
- □ 医療福祉費受給者証(マル福)
- □ 養育医療券
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険被保険者証、 または健康保険・後期高齢者医療制度の資格確認書、 医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き	
以内	○N4.1 H	○遺言書の調査・遺言書の検認○相続人の調査・確定○相続財産の調査○相続放棄・限定承認	— (39 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

龍ケ崎市で必要な手続きについては、7ページ以降に窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください) 区分 ☑ 該当事項 詳細ページ

区分	\checkmark	該当事項	詳細ページ	
住民登録		マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	- P.7	
登録		印鑑登録をしていた	1.7	
保険		国民健康保険に加入していた	P.8	
険 		後期高齢者医療制度に加入していた	P.10	
		国民年金・厚生年金に加入または受給していた	P.12	
年金		共済年金に加入または受給していた	1.12	
		農業者年金を受給していた	P.13	
		市税の納付が済んでいない	P.14	
		市・県民税・森林環境税が課税されていた	P.15	
税金		固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	1.13	
		原動機付自転車 (125cc以下)・小型特殊自動車を持っていた	P.16	
		相続放棄をしたい	P.17	
介護		65歳以上または要介護・要支援認定を受けていた	P.18	
保険		高額介護 (予防) サービス費の給付を受けていた	P.19	
		身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた	- P.20	
		障害児福祉手当を受給していた	1.20	
福祉		特別障害者手当を受給していた	- P.21	
福祉(障がい)		特別児童扶養手当を受給していた	1.41	
(C)		龍ケ崎市在宅心身障がい児福祉手当を受給していた	P.22	
		自立支援医療受給者証を利用して通院していた	– P.23	
		心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	1.23	

区分	\checkmark	該当事項	詳細ページ	
福祉(障がい)		障がいによりマル福を受給していた	P.25	
		重度心身障がい者(児)タクシー利用券を利用していた	1.23	
		障害福祉サービスを利用していた	P.26	
		龍ケ崎市難病患者福祉見舞金を申請していた	F.20	
		児童手当を受給していた	P.27	
7		児童扶養手当を受給していた		
子ども		小児マル福を受給していた	500	
		ひとり親マル福を受給していた	P.28	
		未熟児養育医療を受給していた	P.29	
上下水道・浄化槽		上水道を使用していた	F.29	
		下水道を使用していた		
		下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.30	
		浄化槽を使用していた		
		家財整理をしたい	P.31	
-		市営住宅名義人として入居していた(退去)	P.31	
		市営住宅名義人として入居していた(同居者が承継入居を希望)	D 2 7	
その		市営住宅に名義人以外として入居していた	P.32	
の他		市営住宅駐車場を使わなくなった	P.33	
		道路を占用していた	F.JJ	
		河川用地または水路用地を占用していた	P.34	
		住まい (住居用不動産) を所有していた	F.J4	

住民登録に関する手続き



マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方がマイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後	なし
確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが</u> 完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧め	- 手続き可能な人
<u>します。</u> ※紛失時は返却不要です。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード □ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民窓口課 ☎ 0297-64-1111 (内線:207)



印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証 (カード) の返却または破棄

手続き詳細	期限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証 (カード) は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	■ 手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の印鑑登録 証 (カード)	市民窓口課 25 0297-64-1111 (内線:207)

2. 保険に関する手続き



国民健康保険に加入していた

手続き(1) 資格確認書などの返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書 を回収しています。また、国民健康保険限度額適用認定証または国民 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの場合は、こちら も回収しています。

※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで 細かくしてから処分してください。

期限

なし

手続き可能な人

相続人や亡くなられた方の 親族

必要なもの

手続き詳細

□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書、国民健康保険 限度額適用認定証または国民健康保険限度額適用・標準負担 額減額認定証

問い合わせ先

保険年金課 **2** 0297-64-1111

(内線:256)

手続き(2) 葬祭費の申請

手続き詳細 期限 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を執り行った方に葬祭費(50,000円) 葬祭を行った日の翌日から が支給されます。 2 年間 手続き可能な人 葬祭執行者 (喪主) 必要なもの 問い合わせ先 □ 葬祭執行者の印鑑 ※スタンプ印不可 保険年金課 **23** 0297-64-1111 □ 葬祭執行者の通帳 (内線:255) □ 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状や葬祭領収書 (コピー可)) ※葬祭の領収書をお持ちいただく場合は、葬祭執行者の氏名 (フルネーム) と、但書が「葬儀代として」と記載されたもの が必要です。

2. 保険に関する手続き

手続き 3 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期限
後日、亡くなられた方の生前のご住所に保険税や高額療養費などに関する お手紙を送付する場合があります。	約2週間以内
なお、既に届出を提出されている場合は、改めて提出する必要はございません。	
※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ郵送でお送りします。	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人であることが分かる書類	保険年金課
法定相続人の場合:戸籍謄本の写しなど	2 0297-64-1111
指定相続人の場合:遺言書の写しなど	(内線:256)
□ 届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	
MEMO	
TVILIVIO	
	•••••



後期高齢者医療制度に加入していた

手続き 1 資格確認書の返却

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	相続人や亡くなられた方の 親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	保険年金課 ☎ 0297-64-1111 (内線:262)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を執り行った方に葬祭費(50,000円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者 (喪主)
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者の印鑑 ※スタンプ印不可□ 葬祭執行者の通帳□ 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状や葬祭領収書 (コピー可))	保険年金課 ☎ 0297-64-1111 (内線:262)
※葬祭の領収書をお持ちいただく場合は、葬祭執行者の氏名 (フルネーム)と、但書が「葬儀代として」と記載されたもの が必要です。	

2. 保険に関する手続き

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期限
後日、亡くなられた方の生前のご住所に保険料や高額療養費などに関する お手紙を送付する場合があります。 なお、既に届出を提出されている場合は、改めて提出する必要はござい ません。	約2週間以内
※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ郵送でお送りします。	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人であることが分かる書類法定相続人の場合:戸籍謄本の写しなど指定相続人の場合:遺言書の写しなど□ 届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)□ 相続人代表者の通帳	保険年金課

3. 年金に関する手続き



国民年金・厚生年金に加入または受給していた

手続き必要な手続きの確認

手続き詳細

亡くなられた方が加入していた年金や期間、受給していた年金の種類、 ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなら れた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの 確認をしてください。

※事前に電話にてお問い合わせいただいても本人確認ができないた め、詳しいご案内はできない場合がございます。また、共済年金の手 続きは各共済組合にご確認ください。

期限

各手続きにより違うため、 詳細はお問い合わせくだ さい。

手続き可能な人

生計同一の三親等内親族 (優先順位あり)

必要なもの

- □ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの
- □来庁される方の本人確認書類
- ※手続きの確認後、請求される際には別途必要書類をご用意いた だくこととなります。

問い合わせ先

保険年金課

25 0297-64-1111

(内線:299)

土浦年金事務所

25 029-825-1170

対済年金に加入または受給していた

必要な手続きの確認 手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や期間、受給していた年金の種類、 で遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなら れた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの 確認をしてください。	_
	手続き可能な人
	_
必要なもの	問い合わせ先
各共済組合にご確認ください。	各共済組合

3. 年金に関する手続き

農業者年金を受給していた

手続き農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを 経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出して	10 日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 農業者年金証書□ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の除票、または除籍 抄本もしくは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 公 0297-64-1111 (内線:414)
MEMO	

4. 税金に関する手続き



↑ 市税の納付が済んでいない

手続き 1 納付に係る手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡く なられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いて いる納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限 まで
口座振替の方または給与・年金から特別徴収(天引き)されていた方は、	手続き可能な人
納期未到来分の納税通知書(一般用)を相続人代表者の方に後日、発行 します。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 納税通知書または納付書	税務課(課税に関すること)
	☎ 0297-64-1111 (内線: 223)

手続き2 口座振替廃止の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)制度を利用されていた場合は、窓口にて口座振替の廃止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税課 ☎ 0297-64-1111 (内線:214・215)
MEMO	

4. 税金に関する手続き

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

市民税・県民税・森林環境税(以下、市・県民税等という)が課税されて いる方が亡くなられた場合、市・県民税等に関する書類などを今後は相 続人の代表者に送付させていただくことになりますので、相続人の中か ら代表者を指定していただき「相続人代表者指定届」をご提出ください。

※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が 相続人代表者を指定することがあります。

期限

相当の期間(概ね1ヶ月)

手続き可能な人

相続人代表者となる方

※代表者の代理申請の際に は、代表となる方からの 委任状が必要となります。

必要なもの

- □ 相続人代表者となる方の本人確認書類
- □ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本など)
- □ 遺言書がある場合は、その写し

問い合わせ先

税務課

2 0297-64-1111

(内線:223)



固定資産を持っていた (所有権移転登記が済んでいない)

手続き 相続人代表者指定(変更)届の提出

手続き詳細

固定資産をお持ちの方が亡くなられた場合、固定資産に関する書類な どを今後は相続人の代表者に送付させていただくことになりますので、 相続人の中から代表者を指定していただき「相続人代表指定届」をご 提出ください。

- ※以前に亡くなられた方の相続人代表者が亡くなられた場合は「相続人 代表者変更届」をご提出いただくことになります。
- ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きが必要 になります。

期限

相続が発生した年内

※郵送で相続人代表者指定 (変更) 届が届いた方は約 2週間以内

手続き可能な人

相続人代表者となる方

※代表者の代理申請の際に は、代表となる方からの 委任状が必要となります。

必要なもの

- □ 相続人代表者となる方の本人確認書類
- □ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本など)
- □ 遺言書がある場合は、その写し

問い合わせ先

税務課

23 0297-64-1111

(内線:230)

【管轄の法務局】

水戸地方法務局龍ケ崎支局

3 0297-62-0225



原動機付自転車 (125cc以下)・小型特殊自動車を持っていた

手続き① 相続人への名義変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きを してください。	なし
※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	手続き可能な人
	相続人の方
必要なもの □ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 手続きを行う方の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本など)	※相続人以外の方が手続き される場合は左記の書類 に加えて、相続人からの 委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0297-64-1111 (内線:230)

手続き② 廃車の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車の手続き をしてください。	なし
	手続き可能な人
	相続人の方
必要なもの	※相続人以外の方が手続き
□ ナンバープレート	される場合は左記の書類
□ 標識交付証明書	に加えて、相続人からの 委任状が必要となります。
□ 手続きを行う方の本人確認書類	<u>χμηλίο</u> αχείου σου
□ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本など)	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0297-64-1111 (内線:230)

4. 税金に関する手続き

■ 相続放棄をしたい

手続き 相続放棄の手続き

手続き詳細	期限
相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」などの写しを税務課へご提出ください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。相続放棄の詳細については、水戸家庭裁判所龍ケ崎支部までお問い合わせください。	相当な期間(概ね3ヶ月) 手続き可能な人
次(及び) が 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続放棄申述受理通知書の写しまたは、相続放棄申述受理 証明書の写し	【管轄の家庭裁判所】 水戸家庭裁判所龍ケ崎支部 な 0297-62-0100
MEMO	
TVILIVIO	
······································	
······	
•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護・要支援認定を受けていた

手続き 1 介護保険被保険者証などの返却、または破棄

手続き詳細	期限
市役所へ介護保険被保険者証などを返却、または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 介護保険被保険者証□ 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ)□ 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)	介護保険課 ☎ 0297-64-1111 (内線:282)

介護保険関係書類送付先変更届の提出

手続き詳細	期限
後日、保険料に関する通知などを送付する場合がありますので、送付先 の変更手続きをしてください。	亡くなられた日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□申請者の本人確認書類	介護保険課 25 0297-64-1111 (内線:282)
MEMO	

介護保険に関する手続き

高額介護 (予防) サービス費の給付を受けていた

手続き 介護保険給付受領申請書の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方の口座への振り込みはできません。振込先の口座情報 の変更手続きをしてください。	亡くなられた日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 申請者の口座情報が確認できるもの	介護保険課 ☎ 0297-64-1111 (内線:282)
MEMO	

6. 福祉(障がい) に関する手続き



身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた

手続き手帳の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または 療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	障がい福祉課 ☎ 0297-64-1111 (内線:269)



障害児福祉手当を受給していた

障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって 受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが 必要です。	亡くなられた日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本(受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)□ 未払い分がある場合は、相続人の通帳またはキャッシュカード	障がい福祉課 ☎ 0297-64-1111 (内線:269)

6. 福祉 (障がい) に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって 受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが 必要です。	亡くなられた日から 14 日以内
心女です。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本(受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)□ 未払い分がある場合は、相続人の通帳またはキャッシュカード	障がい福祉課 な 0297-64-1111 (内線:269)

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出 (受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡 月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求と なり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	亡くなられた日から 14 日以内
なり、文相東伯が他がするようでの行いな文相省交叉の子ができなります。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
 □ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) □ 未払い分がある場合は、相続人の通帳またはキャッシュカード □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、通帳またはキャッシュカード 	障がい福祉課 公 0297-64-1111 (内線:269)

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届 (または額改定届) の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月 をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが 必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の	亡くなられた日から 14 日以内
手続きとなります。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本	障がい福祉課 ☎ 0297-64-1111 (内線:269)



能ケ崎市在宅心身障がい児福祉手当を受給していた

手続き

龍ケ崎市在宅心身障がい児福祉手当受給資格喪失届、 貯金口座振込替依頼書の提出

期限	
亡くなられた日から 14日以内	
手続き可能な人	
親族	
問い合わせ先	
障がい福祉課 な 0297-64-1111 (内線:269)	
MEMO	

6. 福祉(障がい)に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療) の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日 をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却して ください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	障がい福祉課 公 0297-64-1111 (内線:269)

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方(加入者)が亡くなられた場合】

手続き年金給付請求書の提出

手続き詳細	期限
心身障害者扶養共済制度の掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、 年金給付の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡く なられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、 年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の死亡診断書の写し□ 亡くなられた方の住民票の除票□ 年金を受給する方及び年金管理者の住民票□ 加入証書、口数追加加入証書	障がい福祉課 な 0297-64-1111 (内線:269)

【加入者の存命中に心身障がい者が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期限
心身障害者扶養共済制度の心身障がい者が年金受給前に亡くなられた 場合、弔慰金の請求の手続きが必要です。	心身障がい者が亡くなられ た日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の住民票の除票 □ 掛金を支払っていた方の住民票	障がい福祉課 公 0297-64-1111 (内線:269)

【年金を受給していた方(受給者)が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書の提出

手続き詳細	
心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた方が亡くなられた場合、 死亡の届出が必要です。	亡くなられた日から 14 日以内
	手続き可能な人
	年金管理者または、相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の住民票の除票	障がい福祉課 ☎ 0297-64-1111 (内線:269)

6. 福祉 (障がい) に関する手続き

障がいによりマル福を受給していた

医療福祉費受給者証の返却及び、資格喪失届の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方がマル福を受給していた場合、死亡日の翌日をもって 受給資格が喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の医療福祉費受給者証 □ 手続きを行う方の本人確認書類	保険年金課 ☎ 0297-64-1111 (内線:253)

重度心身障がい者(児)タクシー利用券を利用していた

未使用分の重度心身障がい者(児)タクシー利用券の返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方がタクシー利用券を利用していた場合、死亡日をもって 受給資格が喪失となります。未使用分のタクシー利用券があれば返却 となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の未使用分のタクシー利用券	障がい福祉課 お 0297-64-1111 (内線:269)



障害福祉サービスを利用していた

障害福祉サービス受給者証の保護者変更または返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日を もって受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が 亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 な 0297-64-1111 (内線:269)



能ケ崎市難病患者福祉見舞金を申請していた

受給資格等変更届の提出 手続き

手続き詳細	期限
龍ケ崎市難病患者福祉見舞金を申請済で、かつ、振込先が亡くなられ たご本人名義の口座の場合、振込先の変更手続きが必要となります。	見舞金が振り込まれる2週 間前まで
	手続き可能な人
	 親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 龍ケ崎市難病患者福祉見舞金申請書の控え □ 相続人の通帳またはキャッシュカード □ 手続きを行う方の本人確認書類	障がい福祉課 な 0297-64-1111 (内線: 269)

7. 子どもに関する手続き



児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細 期限

児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者 の変更につき、手続きが必要となります。

また、児童手当の対象となるお子様が亡くなられた場合、児童手当の減 額もしくは消滅の手続きが必要となります。

原則、受給者もしくは対象 のお子様が亡くなられた日 の翌日から数えて15日以内

必要なもの 手続き可能な人

- □ 医療保険の加入確認のため「資格情報のお知らせ」もしくは「資 格確認書」等(3歳未満のお子様を監護しており、社会保険に加 入している方)
- □ 金融機関の通帳または、キャッシュカード(受給予定者のもの と、児童手当の対象となっている一番上のお子様のもの)
- ※お子様が亡くなられた場合、必要なものはありません。

受給者が亡くなられた後、 対象のお子様を監護する方

問い合わせ先

こども家庭センター **23** 0297-64-1111 (内線:613)



児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届・未支払児童扶養手当請求書の提出

手続き詳細 期限 受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給され 14 日以内 ます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談 ください。 手続き可能な人 また、児童扶養手当の対象となるお子様が亡くなられた場合、児童扶養 手当の減額もしくは消滅の手続きが必要となります。 親族など 必要なもの 問い合わせ先 □ 手続きを行う方の本人確認書類 こども家庭センター **25** 0297-64-1111 □ 児童扶養手当の対象となっている一番上のお子様名義の通 (内線:613) 帳または、キャッシュカード



小児マル福を受給していた

医療福祉費受給者証の返却及び、資格喪失届の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が小児マル福を受給していた場合、死亡日の翌日をもって 受給資格が喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	受給者の保護者
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の医療福祉費受給者証	保険年金課
□ 手続きを行う方の本人確認書類	公 0297-64-1111 (内線:253)



ひとり親マル福を受給していた

手続き 医療福祉費受給者証の返却及び、資格喪失届の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方がひとり親マル福を受給していた場合、死亡日の翌日を もって受給資格が喪失となります。	14 日以内
	手続き可能な人
	【子が亡くなられた場合】 子の保護者
	【親が亡くなられた場合】 親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の医療福祉費受給者証 □ 手続きを行う方の本人確認書類	保険年金課 ☎ 0297-64-1111 (内線:253)

7. 子どもに関する手続き

未熟児養育医療を受給していた

手続き養育医療券の返却及び、資格喪失届の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が未熟児養育医療を受給していた場合、死亡日の翌日を もって受給資格が喪失となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
□亡くなられた方の養育医療券	受給者の保護者
│ □ 手続きを行う方の本人確認書類	問い合わせ先
	保険年金課
	☎ 0297-64-1111
	(内線:253)

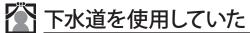
8. 上下水道・浄化槽に関する手続き



上水道を使用していた

名義変更または閉栓手続き及び、料金振替口座の変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要と なります。 ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点 でご連絡ください。
必要なもの	手続き可能な人
□ 上下水道使用量・料金のお知らせ (検針票) や納入通知書など、 お客様番号 (水栓番号) の分かるもの	親族または同居者が 望ましい
※不明な場合は、使用場所や使用者名をお知らせください。	問い合わせ先
	茨城県南水道企業団 業務課 ☎ 0297-66-5132



世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期限
公共下水道を利用している世帯の方で、井戸水をお使いの方及び世帯人 数の変更が生じた場合は、変更手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点 でご連絡ください。
※電話手続き可	手続き可能な人
	親族または同居者が 望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道課 ☎ 0297-64-1111 (内線:458)



下水道事業受益者負担金を納付中であった

受益者変更届の提出

手続き詳細	期限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者 (納付義務者) が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	受益者の変更があった 14日以内
※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	手続き可能な人
	新しく受益者となる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道課 ☎ 0297-64-1111 (内線:457)



浄化槽を使用していた

管理者変更の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が管理者として登録されていた場合、管理者の変更手続きが必要となります。	30日以内
管理者がどなたになっているのか分からない場合はご相談ください。	手続き可能な人
※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	新しく管理者となる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道課 ☎ 0297-64-1111 (内線:457)

9. その他の手続き

家財整理をしたい

ごみ処理場(くりーんプラザ・龍)へのごみの搬入

手続き詳細 期限 くりーんプラザ・龍へごみを直接搬入する際は、ごみの発生場所を確認 なし しています。亡くなられた方と搬入される方の関係が分かる書類、及び (搬入日当日にお持ちくだ 亡くなられた方と搬入される方の氏名・住所が確認できる書類をくり一ん さい) プラザ・龍の計量棟職員に提示してください。 ※事前処理が必要なごみや、直接搬入できないごみがあります。 ※ごみの発生場所(住所)が龍ケ崎市以外の場合は搬入できません。 必要なもの 手続き可能な人 □ 亡くなられた方と搬入される方の関係を確認できる書類 基本的に親族の方 (戸籍謄本、固定資産税・都市計画税納税通知書など) 問い合わせ先 □ 亡くなられた方の氏名、住所を確認できる書類 くり一んプラザ・龍 (住民票の除票、固定資産税・都市計画税納税通知書など) **25** 0297-60-1777 □ 搬入される方の氏名、住所が確認できる書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど)

市営住宅名義人として入居していた(退去)

手続き 市営住宅返還届の提出

) I LIL SIGNAL FUND	
手続き詳細	期限
亡くなられた方が市営住宅の名義人になっており、亡くなられたことに伴い市営住宅を返還する場合には市営住宅返還届が必要となります。返還届提出後、退去に係る検査を受けていただきます。	住宅を返還する10日前
必要なもの	手続き可能な人
□ 手続きを行う方の本人確認書類	親族
□ 亡くなられた方との関係を確認できる書類 (戸籍謄本など)	問い合わせ先
	管財課 公 0297-64-1111 (内線:474)



市営住宅名義人として入居していた(同居者が承継入居を希望)

承継入居願の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が市営住宅の名義人になっており、同居者が市営住宅の名義を承継し、引き続き市営住宅に入居を希望される方は承継入居願を提出していただく必要があります。審査により承継が認められた際には市へ請書を提出していただきます。	15日以内
必要なもの	手続き可能な人
□ 手続きを行う方の本人確認書類	名義を承継する方
□ 引き続き入居する方の課税所得証明書または非課税証明書	問い合わせ先
(16歳以上の方全員)	 管財課
□ 引き続き入居する方の納税証明書 (非課税の方を除く16歳以上の方全員)	公 0297-64-1111 (内線:474)
	(1.5)35

市営住宅に名義人以外として入居していた

同居者異動届の提出

手続き詳細	期限	
市営住宅に入居されている方のうち名義人以外の同居者が亡くなられた際は同居者異動届を提出していただきます。	15日以内	
必要なもの	手続き可能な人	
□ 手続きを行う方の本人確認書類	名義人	
□ 世帯全員の住民票 (続柄記載)	問い合わせ先	
	管財課 公 0297-64-1111 (内線:474)	
MEMO		
	••••••	

9. その他の手続き

市営住宅駐車場を使わなくなった

駐車場返還届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられたことに伴い駐車場を返還する場合には、駐車場返還届が 必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
□ 手続きを行う方の本人確認書類	名義人または親族
□ 亡くなられた方との関係を確認できる書類(戸籍謄本など)	問い合わせ先
	管財課 公 0297-64-1111 (内線:474)

道路を占用していた

占用許可の廃止または変更手続き

手続さ詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【道路占用の名義変更】	相続人
│ □ 道路占用申請書及び表記されている添付書類	問い合わせ先
※詳細は事前にお問い合わせください。【道路占用の廃止】」占用廃止届及び占用許可書の写し	道路公園課 ☎ 0297-64-1111 (内線:488・487・486)
【法定外公共物占用許可の名義変更(相続される場合)】 □ 龍ケ崎市法定外公共物占用者地位継承届出書及び、表記されている添付書類	
【法定外公共物占用許可の廃止】 □ 龍ケ崎市法定外公共物占用終了・廃止届出書	



河川用地または水路用地を占用していた

占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期限
占用許可び使用許可を廃止する場合は廃止の手続きを、名義の変更を する場合は変更の手続きを行ってください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【準用河川占用許可の名義変更(相続)】 □ 地位承継届	①相続人 ②親族
【準用河川占用許可の廃止】	問い合わせ先
□ 占用廃止届	下水道課 ☎ 0297-64-1111
【法定外公共物使用許可の名義変更(相続)】	(内線:451)
□ 龍ケ崎市法定外公共物使用等許可地位承継届	
【法定外公共物使用許可の廃止】	
□ 龍ケ崎市法定外公共物原状回復届	
□ 龍ケ崎市法定外公共物使用等終了届	



住まい (居住用不動産) を所有していた

手続き
 空家の管理や利活用などに関する相談

手続き詳細	期限
亡くなられた方がお住まいだった家の管理・利活用・処分などについて、 お困りの際はご相談ください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
□ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (固定資産税の納税証明書など)	①相続人 ②親族
	問い合わせ先 まちの魅力創造課 空家対策室 ☎ 0297-64-1111 (内線:492・496)

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書 (社員証など) の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を 受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失します ので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する 必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接で確認 ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽまたは、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 年金手帳または基礎年金番号通知書、死亡診断書 のコピー、受取先金融機関の通帳等 (本人名義)、マイナンバーカード等 ※詳しくは年金事務所にご確認ください。 【手続き先】 お近くの年金事務所または街角の年金相談センター 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎 年金も支給されます。

考

備

亡くなられた方が個人事業主だった場合

項

目

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

期

日

個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書	22 (18) =	税務署に提出します。
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 / P.V.t.	竜ケ崎税務署
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	1ヶ月以内	25 0297-66-1303
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	
	MEMO	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

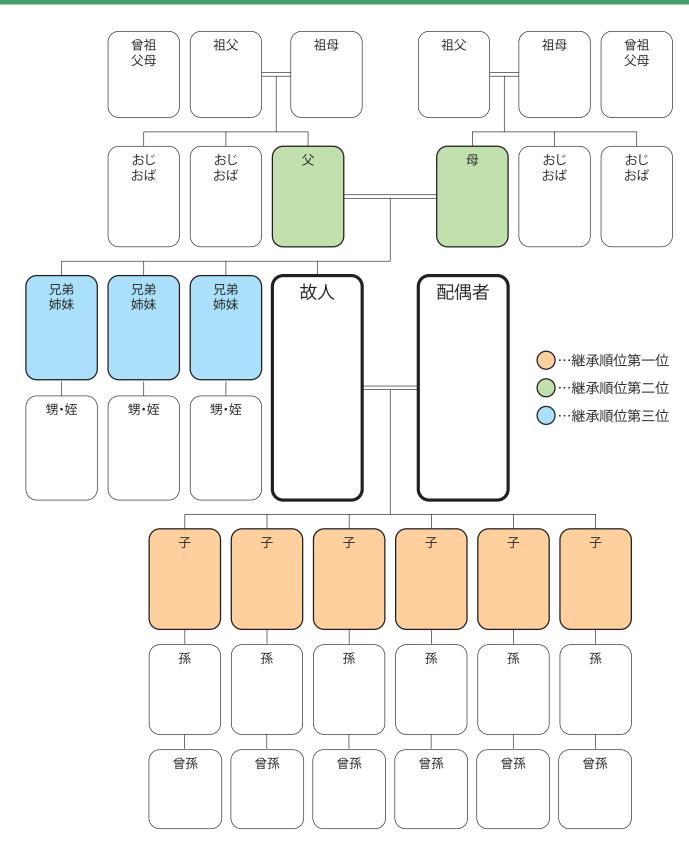
該当事項	\checkmark	主な手続き	問い合わせ先		
運転免許証		返納手続き	竜ケ崎警察署 ☎ 0297-62-0110		
恩給を受給していた		総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400		
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証		故人の住所地を管轄する 健康福祉センター(保健 所)へお問い合わせくだ さい。	竜ケ崎保健所 ☎ 0297-62-2161		
被爆者健康手帳を持っている					
預貯金口座など		口座凍結解除の手続き	各金融機関		
生命保険など		死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店		
損害保険など		名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店		
市営駐輪場を利用している		定期利用解約には手続きが必要です。 お問い合わせください。 (公社) 龍ケ崎市シルバー人材センター ☎0297-64-3641			
国税		相続税の手続き 所得税・消費税申告など	竜ケ崎税務署 ☎ 0297-66-1303		

該当事項	\checkmark	主な手続き	問い合わせ先
不動産登記		土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記など	水戸地方法務局 龍ケ崎支局 ☎ 0297-62-0225
クレジットカード		解約	
固定電話、携帯電話		契約継承、解約	
インターネット			各契約会社
電気・ガス		 名義変更、解約	
ケーブルテレビ		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
NHK 受信料			☎ 0120-15-1515
		MEMO	
	••••		
	••••		
	•••••		
	••••		
	•••••		
	••••		
	••••		

相続に関する手続きチェックリスト

\checkmark	項目	期日	備考
	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。
	遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要と なります。
	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する 必要があります。合意後、金融機関や役所などへ 提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となり ます。
	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

	項目	期日	備考				
	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。				
	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額= 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数				
•••••		\	15MO				
•••••							
•••••							
•••••							
•••••							
•••••							
•••••							



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預貯金				
	名称	内容	保管場所等	備考
その他の資産				
の資				
産				
借	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				
	ᄱᄱᄼᆚ	15-45 中内	77 Un	/++ +/
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
顺 損				
害 保 降				
	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金				
年金				
/ 				
恒 人 年	名称	番号•記号等	受給金額	備考
金 企				
個人年金·企業年金				
金				
そ				
その他				

令和6年 4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ

登記申請書の作成

法務局(登記所)提出書類の作成

ステップ

登記申請書の提出

法務局(登記所)へ提出

ステップ

登記完了

法務局(登記所)から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- ■早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- ●相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- ●法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない 不動産についても、登記が義務化されます。
- 龍ケ崎市の物件は、水戸地方法務局龍ケ崎支局にお問い合わせください。 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します,

法定相続情報証明制度

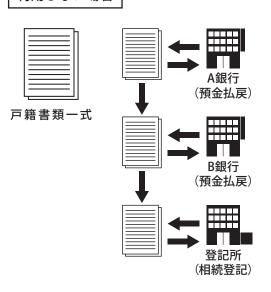
平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、

各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。 この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

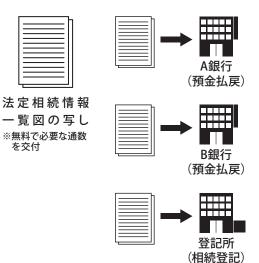
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2)弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

記入される前にお読みください

※必ず委任者が全ての事項をボールペン(消えるボールペン不可)で記入し、原本を提出してください。 ※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、平日昼間に 連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

年 月 日

委 任 状

龍ケ崎市長宛

	委任者(たのむ人)							
Ì	住所							
	氏名							
	生年月日							
	平日昼間連絡可能な電話番号							
	の死亡に伴う下記の事項について、次のものに委任します。							
	代理人(窓口に来る人)							
	住所							
委任	任事項(委任する事項に <mark>✓</mark> してください。)							
	国民健康保険(資格・賦課)に関する手続き							
	国民健康保険葬祭費申請手続き							
	後期高齢者医療制度に関する一切の手続き							
	医療福祉費支給制度・養育医療に関する手続き							
	年金に関する一切の手続き							
	住民異動手続き(転入・転出・転居・世帯主変更・世帯合併・分離)							
	戸籍(除籍)謄抄本、改製原戸籍謄抄本、住民票(除票)の交付申請および受領							
	市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)に関する証明書の交付申請および受領							
	市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)に関する手続き							
	その他(

画送用 戸籍証明書交付申請書 ※詳細については本籍地のある役所の戸籍郵送担当にご確認ください。

		.	宛						/ -		
①請求	する人								年 ————	月	
住所		都 府	道 県	市 町	区 村						
(方書き)	アパート・マン				<u> </u>						
フリガナ					4-		大正	昭和	——————————————————————————————————————		
					生年	月日	平成	西暦	年	月	
氏名						中の 連絡先		()	
②必要7	人な										
本籍		都 府	道 県	市 町	区 村						
フリガナ						フリガ	ナ				
氏名						筆頭	者	※戸籍の最	初に記載さ	s わている	ς ,
生年月日	明大昭		年	月	日			との関係	7771 - 115 43, 0	_70 C 0 **C	ניעע
◎1か月以	平 令 内に戸籍の届	出を	された方は	ご記入ください	١		本人配偶	者(夫·妻)			
届出日	月	Д	日	- HD / (/ C C V				ロベス ダ ⁄ 現族(父・母	・祖父・	祖母・一	子・孫)
届出地			市・区・町					(その	他:)
出生届•死1	亡届•婚姻届•	離婚	届・転籍届	•その他()		その作	也()
③必要7	を証明書							♥具体的な	を申請内容	容がある	5場合
〇戸第	鲁全部事 项	頁証	明書(戸	籍謄本)		通		(出:	生•婚妪	-)から
〇戸第	鲁個人事 項	頁証	明書(戸	籍抄本)		通		〇(死	亡•婚姻	-)まで
〇戸第	午の附票(全員	員•個人)		通		の戸	籍を	各	i
〇改製	製原戸籍(謄本	• 抄本))		通		(出:	生•婚妪	■•転籍	•死亡
〇 除第	鲁(謄本•拍	少本)			通		〇旧姓	ŧ•) (の記載
○ その)他()		通		があ	る戸籍	各	Ĭ.
※謄本…戸籍	に載っている人会	員	抄本…各個ノ	L.			必	要書類			
								申請書(本語		V ++	
○ 身分	∱証明書					通		F数料分郵(郵便局で!			
○独身	身証明書					通		豆信用の封信 表示する人の			
	7.+							(運転免許			-
④使いる 戸籍届品		売き	年金手組	続き パスホ	ペート			青求する人 87できる			
その他	()				忍できる、 含がありま			

MEMO	

自宅の 名義変更を したい

遺言

遺言書が 出てきたけど

どうすればいい?

くみ司法書士事務所

相続手続きを丸ごと任せたい

相続

相続した 不動産を 売却したい

相続人に 連絡がつかない人や 疎遠の人がいる

登記



くみ司法書士にお任せください

当事務所では、相続に関する総合的な支援を行っております。

ご相談は無料です ※お電話・WEBから事前予約をお願いいたします。

くみ司法書士事務所

〒301-0007

茨城県龍ケ崎市馴柴町854番地 SKビル101(龍ケ崎市役所 目の前)

→ 080-5852-3004

https://kumi-office.com 営業時間 平日 9:00~18:00





ご相談は無料です。

相流

に関するご相談なら 龍ケ崎市出身の神山会計事務所へ

相続税の申告、財産の名義変更、遺産分割協議書の作成まで

相続手続きをトータルサポート。長い業歴と豊富な経験を活かして 高品質なサービスをご提供致します。



龍ケ崎市出身・ 地元を熟知

所長は生まれも育ちも龍ケ崎市。地元をこよなく愛する税理士が、直接、ご対応させて頂きます。様々な点から財産の調査を行い、ご不安やお悩みを解決致します。



相続相談・ 申告実績多数

税理士業35年を超える所長税理士が直接ご担当させて頂きます。相続税申告件数100件超、相続に関する相談件数250件超という豊富な実績があります。



強い ネットワーク

弁護士、司法書士、行政書士などの相続に強い専門家と連携し、相続に関するすべてのご要望にお応え致します。

<mark>お問い合わせフォー</mark>ムは 24 時間お気軽にどうぞ。

初回30分相談無料・スピード対応

お電話でのお問い合わせはこちら

10297-64-1626

FAX: 0297-62-7471



神山会計事務所

営業時間:月~金:9:00~17:00 定休日:土・日・祝。 (但し、ご予約頂ければ、ご対応させて頂きます。)

URL: https://www.kamiyama.jp

〒301-0816 茨城県龍ケ崎市大徳町224



所長・税理士 神山 直規



行政書士ふるや事務所

『相続』に関する手続きは当事務所にお任せください



相続に関するお困りごと・お悩みなどありま したら、どなたでもお気軽にご相談ください。

相談無料

訪問可能

親切・

主な相続手続きの流れ

相続の開始(被相続人の死亡)

相続人及び相続財産の調査

相続放棄、限定承認の手続き(3ヶ月以内)

準確定申告(4ヶ月以内)

遺産分割協議

各種名義変更など、分割の実施

相続税の申告・納付(10ヶ月以内)

必要となる実務作業

戸籍書類の取得

相続財産調査

法定相続情報一覧図の作成

遺産分割協議書の作成

不動産・銀行預金等の名義変更

これら相続に関わるすべての実務作業を 他専門家と連携し、ワンストップで対応いたします。

0297-82-6439

E-mail info@furuya-gyousei.com

U R L http://www.furuya-gyousei.com

住

所)茨城県取手市谷中 326 番地

受付時間 9:00~18:00 (年中無休)

行政書士登録番号 第 11110120 号



大切に乗られていた愛車の 売却・廃車・ 処分お任せください!

電話査定 411

お電話にて査定・ ご自宅まで訪問査定いたします。

※お車によっては実際に拝見をお願いする場合もございます。

即日对応可能

※日時によりご対応出来ない場合もございます。

売買成立後から 各種事務手続き 一括受託

Q. 問い合わせの際に何を伝えれば?

- A. 車検証、走行距離、ボディ状態(事故有無)を お伺いさせていただきます。
- Q. 家族名義の車でも大丈夫?
- A. ご家族、ご遺族のお車名義でも問題ございません。
- Q. ずっと動かしていない車でも引取可能?
- **A.** どんな状態のお車でもお引取り可能です。 まずはご相談下さい。

ご家族は勿論、 遠方にお住まいのご親族からのご依頼でも対応可能!

私たちの取り組み

シニア自動車事故による被害・加害者軽減 に向けた取り組みの一環として、お車買取り 事業を行っております。

【協賛店一覧】

- ●高齢運転者運転免許自主返納サポート事業協賛店
- ●茨城県交通安全協会協賛店
- ●自動車安全運転センター SD カード優遇店

L029-869-8211



D&P 株式会社

茨城県つくば市榎戸 783-12

■080-5629-6928 【営業時間】10:00-19:00

【営業時間】10:00-19:0 【定 休 日】水曜・土曜



\ LINE /



\ HP /

Q&A

D&P 株式会社



茨城県公安委員会 第 401310000275 号

相続

登記



相続登記 受付中!



司法書士にお問い合わせください

- ✓ 老後のことを整理しておきたい
- ◇ 債務整理を考えたい

龍ケ崎市駅から徒歩3分の司法書士事務所です

家を購入したり、住宅ローンを完済したり、相続したり。普段はなじみのない司法書士ですが、 みなさんの身近な暮らしをサポートしています。遺言や成年後見制度、老後に関する相談も受 け付けています。女性スタッフもいて安心。龍ケ崎市駅前にある事務所にお立ち寄りください。

茨城司法書士会 江橋 慧

相談無料

女性スタッフもいて安心です

20297-95-2340

受付:月曜日から金曜日 9:00 ~ 17:00



江橋司法書士事務所

茨城県龍ケ崎市佐貫一T目16番地3

http://www.ebashioffice.com/

江橋司法書士事務所

検索

相続と終活、こんな心配事はありませんか?/

相続手続き、 何も手を つけられていない



家族がもめない きちんとした 遺言書を書きたい…



山林や別荘、実家… 売れない、貸せない 不動産をどうにかしたい



安心して 親を任せられる 介護施設が 見つからない… そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決!

実家のお墓を墓じまいしたい…



相談は 無料 最適な 専門家を 紹介



何度でも 相談OK スマホで 相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います!

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社 霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください!



通時 0120-948-644

Webで 申し込む



受付時間:10:30~18:30(日・祝休)

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。

おくる**想いを** ちょうどよく 家族とつなぐ すがはら葬祭



もしもの時には24時間対応

事前相談 · 見積無料

安心のアフターフォロー

各種カード決済対応 訪問打合せ対応



菅原造花店本店事務所



メモリアルホールすがはら

信頼と実績が 私たちの誇りです。

すがはら葬祭 _{菅原造花店}

50.0120-61-0983

TEL 0297-62-0632 / FAX 0297-62-5329 龍ケ崎市横町4207 営業時間 9:00~18:00 (年中無休)

https://memorial-sugahara.com/ ※事前相談、随時受付しております 仏具・ご位牌など

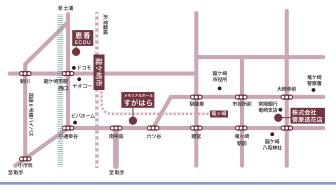
晋麸え

天然石数珠・念珠

新規購入







本誌ご持参で、「保存版ご利用のしおり」進呈 さらに店内商品ご購入 10% off

発行龍ケ崎市役所編集/制作株式会社鎌倉新書発行年2025 年 10 月